

愛知県環境影響評価審査会トヨタ自動車田原風力発電所部会 会議録

- 1 日時 平成 31 年 1 月 25 日（金）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
- 2 場所 自治センター 4 階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員 7 名、説明のために出席した職員 12 名、事業者 8 名
- 5 傍聴人
3 名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 部会長について、夏原委員が互選により部会長に選出された。
 - ・ 部会長代理について、夏原部会長が大石委員を指名した。
 - ・ 会議録の署名について、夏原部会長が富田委員と葉山委員を指名した。
 - イ トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
 - ・ 資料 2 から資料 6 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【夏原部会長】資料 3 の別添 1 に風車の影による時刻別日影図が掲載されているが、実際に影響を受ける住宅は何軒あるのか。
- 【事務局】年間 30 時間を超える住宅が 36 戸あり、このうち、生垣や樹木等の遮蔽物による低減がほとんどない住宅が 14 戸である。また、1 日 30 分間を超える住宅は 21 戸あり、このうち遮蔽物による低減がほとんどない住宅が 14 戸である。
- 【大石委員】あらましの 7 ページに騒音の状況が記載されているが、現況の調査結果において、環境基準を超過している箇所が複数ある。風力発電機の影響があるかないかは別として、環境基準を超過していることが示されている。主に道路だと思うが、この調査地点の道路を管轄しているのはどこか。
- 【事務局】当該道路は県道である。
- 【大石委員】このことについては、この部会ではなく、別の場で検討すべき事項か。
- 【事務局】この部会においては、本事業による環境影響について審議いただくことになる。

【事務局】騒音が環境基準を超えている場合には、まずは市町村において、道路環境や周辺の住宅への影響について考えることとなる。その上で、市町村と道路管理者が一体となって対応していくことになるので、環境影響評価とは別に対応していくことになる。

【武田委員】風車の影による影響について、資料3に記載されている「生活時間」は何時から何時のことを指しているのか。

【事務局】本事業においては、事業実施区域の西側に住宅が存在することから、日の出から風車の影がかかり、時間の経過とともに住宅への影響は小さくなる。このため、日の出直後からの時間帯において風車の影に影響が及ぶことになり、資料3の別添1では、日の出から3時間の図を示している。

【武田委員】生活時間の捉え方によって、考え方が変わるのではないかと。特に、日の出から1時間は、人間の生理的メカニズムの上で、影響の大きい時間だと思ふ。準備書には、遮光カーテンやブラインドの設置などの個別対策などを含め弾力的に対応すると書いてあるが、これは影への対策として矛盾していないか。また、準備書には1時間のみとの記載があるが、住民にとっては、本来、朝に得られるはずの日照が得られないわけで、1時間だから良いということにはならないのではないかと。

【事務局】風車の影は、ブレードが回転することにより明暗が生じることで気になるという特性がある。このような影響への対策として、遮光カーテン等の対策が準備書に記載されている。なお、今回参照している指針値である年間30時間、1日30分間を超える住宅があり、本事業により一部の住宅で影響が生じるという結果となっており、事業者としては、住民との意見交換を通じて対応していくとしている。事務局としては、この風車の影に係る影響は懸念される場所であり、部会報告に盛り込んでいただく必要があるのではないかと考え、資料6の準備書についての留意事項に風車の影の項目を記載している。

【武田委員】ちらつきを軽減するために、ブラインドや遮光カーテンをすることは、居室からすると、部屋の中には日照が入らないことになる。意見交換で弾力的に対応するとはいえ、風力発電所が設置されて以降は日照が得られない。その際に、体調の不具合などの影響が出た場合に、その後の対応によってなんとかなる問題ではないと思ふ。30分や1時間だから良いという問題ではなく、健康に与える影響は大きいことを踏まえ、慎重に検討いただきたい。

【事務局】部会報告に盛り込んでいただきたい。

【武田委員】共振による地盤の振動についての懸念に対して、風力発電機を設置するための基礎は強固にするとの回答がある。準備書27ページに風力発電機の基礎構造の図があり35mの杭を打つことになっているが、今地盤を形成している土砂が基礎部分に埋め戻されることになるのか。地盤の強度が分からないが、本当に強固な地盤になるのか。またどういった工事を行う予定か。

【事業者】基礎については、杭の上に八角形のコンクリート製のフーチングがある。これが十分な強度、重量を持っており、これを下から杭で支える形になる。杭は支持層まで打ち込み、その上に強固なコンクリートで基盤を作ること

になる。

【武田委員】この支持層は何か。

【事業者】経済産業省の構造的な許認可を取得するため、地盤の調査を実施している。いくつかの層があるが、然るべき厚さがあって十分支えられるところまで杭を打ち込んでいく。

【武田委員】ボーリング調査の上で、問題ないことを確認しているということか。

【事業者】風力発電機を設置する場所ごとに調査を実施しており、場所に応じて設計し、対応していく。

【武田委員】支持層自体はかく乱しないのか。

【事業者】かく乱しない。

【武田委員】発生土はどこかの土か。

【事業者】フーチングを設置するためにコンクリートを打設する部分の土が発生土に該当する。

【西田委員】資料4の1ページ目の1番最初に、準備書を印刷できないと書かれている。愛知県における他の事業においても印刷できないことが多いのか。本事業においては、印刷ができない理由が事業者から述べられているか。また、2ページ目のところに、縦覧期間が終了してしまうと、ホームページから準備書を削除すると書かれている。これに関して、情報公開条例に基づいて申請すれば見られるようになっていると思うが、県において縦覧期間が終わった後でも年限を定めてホームページで公開するなどアクセスがしやすい形で公開しているか。

【事務局】1点目の印刷について、印刷できる図書の方が多い。過去には、この事業以外でも印刷できない図書もあり、そうした事例も踏まえ、資料6の準備書についての留意事項に記載している。また、参考資料2の49ページにおいて、閲覧期間の制約に関する事業者の見解として、著作権の関係上、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っているとのことである。

【西田委員】今の見解は理由になっていないのではないかと思う。ある程度の時期まで、少なくとも工事が終わってしばらくの間は、どの図書も閲覧できるようになっている必要がある。印刷については、改ざんされていれば、改ざんされていたと主張すれば良いので、希望する部分については印刷できるようにすべきである。具体的に、積極的にやることについて強調いただきたい。

【事務局】部会報告でとりまとめていただきたい。また、2点目の質問については、環境影響評価準備書の公開については、環境影響評価法等では事業者が公開することとなっており、県では公開していない。県で取得した文書にはなるので、情報公開があれば、個別に対応していくこととなる。

今、国が評価書等をまとめて公開していくことを行っている。その場合も、国が事業者を確認をして、事業者の了解を得られたものを公開しているところである。

【夏原部会長】今回の事業は事後調査も行うということなので、評価書については縦覧期間後も閲覧できる状態でないと、事後調査が理解できない。是非、積極的に公開を進めていただきたい。

- 【櫃田委員】豊橋市長意見の中に、豊橋市内からの良好な眺望が阻害されないように配慮することと書かれている。すでに多くの風力発電機が建っている。そういうものについて眺望などで住民からの不満などがあるのか。
- 【事務局】市に確認をした上で、次回、お示しする。
- 【葉山委員】準備書では、鳥類等の重要な種については、1種ずつ予測及び評価をしており、影響が小さいとされている。チュウヒについては影響があると結論づけており、コウモリも含めて事後調査をして適切に対応していくと書かれている。専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて措置を講じることから影響の低減が図られていると書かれているが、具体的な措置の内容が書かれていないと、対応したことにはならないのではないかと。
- 【事務局】御指摘のとおり、準備書には具体的な措置は記載されておらず、この点については事務局としても懸念している。このため、資料6の準備書についての留意事項に記載しており、部会報告でとりまとめていただきたい。
- 【葉山委員】現実問題として、やれることとやれないことが想定されるので、どこまでやれるのかを明らかにしていただきたい。
- 【事務局】次回、お示しできるものがあればお示ししたい。
- 【西田委員】資料3の景観についての指摘事項について、既存のものと同じ彩色にすると書いてある。おそらく、今、彩色されているものでもバードストライクがあるので、別添2として掲載されている手引きの中には互い違いにする色の提案もあるのだと思う。鳥類に対しての視認性を高めバードストライクを予防する最も良い色彩が、景観となじまないこともあると思う。ここからはどちらを優先するかになると思うが、事業者として、住民の意見を聴く際には、その色彩が鳥類に対して如何に重要かを理解していただくという積極的な姿勢をお願いしたい。
- 【事務局】次回、お示しできるものがあればお示ししたい。
- 【夏原部会長】方法書段階で、WT3の南側に建設する予定だった風力発電機を移動した理由が記載されていないがどのような理由か。この位置に建設し、WT6をとりやめることができれば良いと思う。
- 【事務局】工場の建屋が近接しており、建屋との離隔を確保するという観点で見直したとのことである。
- 【夏原部会長】図で見る限り、WT3と建屋の距離とあまり変わらないのではないかと。
- 【事業者】小さな建物であり図では分かりにくいですが、保安のための従業員の詰め所や屋根掛けしているヤードがあることから、近傍に設置することができない。
- 【西田委員】今の説明だと、図では見えないが、WT3の南側に建物があるため設置できないということか。最初から設置できないのであれば、方法書段階で計画しないのではないかと。WT6を移動できれば、鳥類や風車の影への影響も低減される。このような観点から、風力発電機の位置を再検討することはできないのか。
- 【事業者】風力発電機に関する規制がどんどん厳しくなっている。既存の建屋との関係で言うと、検討をはじめた際と比較して経済産業省での審査が厳しくなっている。現時点では、WT3の南側に示した位置では許認可を得ることはできず、候補地とすることができない。

【富田委員】既設の風力発電機との干渉による影響があるかという点も検討しているのか。それぞれ独立した騒音や低周波は検討していると思うが、すべての風力発電機が稼働した際の影響は検討しているか。

【事務局】既設の風力発電機が稼働している状況で現地調査を実施しており、既設の風力発電機の影響を含んだ現地調査結果を踏まえて、予測及び評価を行っている。

【富田委員】新しく風力発電機を設置することにより、うねりが出るなど別の事象が生じた場合には、何か別の対応を考えるのか。

【事業者】必ずしも音に対する回答ではないが、風力発電機の配置を決める際には、風向、風速、既存風力発電機やその回転数などをシミュレートする。共振ということでは、後流域の風力発電機に影響が生じないように距離を離すなどの設計を行う。配置上は影響がないように計画している。

【富田委員】配置を見直したことは、そうした点を考えて行ったということか。

【事業者】建屋との離隔、南側の池、既存の風力発電機との位置関係などの要因を総合的に俯瞰しながら、今回の準備書の配置を計画している。

【夏原部会長】風力発電機が建設される南側のエリアの池やヨシが生えたりしているところは、風力発電機の建設後も植生は変わらないのか。

【事務局】現時点においては、特に改変等は計画されていないとのことである。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会